

予算決算委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第51号令和8年度宇部市一般会計補正予算（第2回）外1件について、付託されました予算決算委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、**審査の結果**としては、議案第51号及び議案第52号は全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、**審査の概要**について申し上げます。

付託を受けた本委員会では、前期全体会において関係部局から概要説明を聴取した上で、担当分科会に送付しました。

その後、各分科会での慎重なる審査を経て、後期全体会において、各分科会から、担当事項について審査経過の報告を受けました。

以下、各分科会からの報告の概要について申し上げます。

まず、**議案第51号 令和8年度宇部市一般会計補正予算（第2回）**についてです。

これは、歳出については、私立保育園に対して、物価高騰による食材料費の増加相当額を補助する経費のほか、原油価格の高騰による火葬場の燃料費などを補正し、歳入については、歳出に伴う県支出金及び繰入金を補正するものです。

本案を送付した総務財政分科会及び文教民生分科会において、特に御説明申し上げる事項はないとのことでした。

続いて、**議案第52号 令和8年度宇部市水道事業会計補正予算（第1回）**についてです。

これは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者の経済的負担を軽減するため、水道料金の減免を実施し、これに伴う収支を見直すものです。

本案を送付した産業建設分科会において、営業収益の減額と営業外収益の増額に差が生じる理由についてただしたところ、営業収益の減額分は物価高騰対応に伴う水道基本料金の減免によるもので、営業外収益の増額分は一般会計からの補助金である。当初予算では営業収益である水道料金は消費税込みで計上していたが、一般会計からの補助金は税額分を除いた金額となるため、両者に差額が生じたとのことでした。

各分科会から以上のような報告を受けた後、それぞれの補正議案について採決を行った結果、冒頭申し上げたように決定したものです。

以上が、本委員会に付託された議案に係る審査の概要です。

その他の件につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いし、予算決算委員会の報告を終わります。